



報道関係者 各位

令和2年10月18日（日）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新田 純康

総務企画官 石井 健司

（代表電話） 048（600）6200

## 埼玉労働局労働基準部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和2年10月17日（土）、埼玉労働局労働基準部（さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシスタワー15階。以下「労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口対応以外の事務作業に従事しておりましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として17日（土）にPCR検査を受け、同日に感染が確認されたものです。

当該職員は、10月14日（水）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していました。

労働局では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行う予定としております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。